

2009年度アンケート結果版

アンケート結果にもとづく

# 中小企業のための弁護士報酬の目安

日本弁護士連合会

## 発刊によせて

『弁護士に相談してみよう、事件の解決を依頼しようと思ったときに、その費用がいくらになるのか分からないのでは不安だ……』

そのような声を聞くことがあります。

2004年4月1日から、報酬額を定める報酬等基準規程は廃止されていますので、弁護士によってそれぞれ費用を決めることができるようになりました。そこで、当連合会では、弁護士費用についてのおよその目安を知っていただこうと、アンケート結果に基づき「市民のための弁護士報酬の目安」を作成し、公表しています。

また、当連合会では、2009年11月1日に、組織的かつ全国的な中小企業に対する法律支援態勢を確立・発展させるために日弁連中小企業法律支援センターを設置しました。そして、2010年4月1日からは「ひまわりほっとダイヤル（0570-001-240）」を開設して、中小企業事業者の方が最寄りの弁護士会で、法的な支援を受けることのできる体制を整備します。相談者（中小企業事業者）が「ひまわりほっとダイヤル」に電話をかけると、折り返し地域の弁護士会の担当弁護士から連絡が入り、相談の予約などができるサービスです。ぜひ、お気軽に相談し、御依頼ください。

ところで、中小企業事業者の方には、弁護士にかかる費用がわかりにくいいため、これまで弁護士に依頼することを敬遠されてこられたかもしれません。そこで、こうした中小企業事業者の方のためにも弁護士にかかる費用のおよその目安を知っていただこうと、2009年に全国の2000人余りの弁護士を対象に中小企業のための弁護士報酬アンケート調査を初めて実施いたしました。

もとより全国の弁護士の回答の平均でありますので、実際には地域によって、また事件によっても様々であることは当然です。具体的な事件では、その複雑さや相手の出方によっても費用が異なってきます。着手金と報酬金の組み合わせなども様々なケースが考えられます。

本書で紹介されている金額はあくまでひとつの目安として参考にしていただくためのものであることをご理解ください。

弁護士は、本書で紹介した以外の種類の事件も幅広く、それぞれ専門的な知識を生かして仕事をしています。

本書が中小企業の皆様と弁護士とのアクセスを容易にする一助になることを願ってやみません。

2010年3月

日本弁護士連合会

会長 宮 崎 誠

# アンケート結果に基づく中小企業のための弁護士報酬の目安

—2009年度アンケート結果版—

## 第1 はじめに

### 1 弁護士に依頼する場合に、全部でいくら費用がかかるのか？

依頼者にとって「弁護士に依頼したら、全部でいくらかかるのか」ということは大きな関心事です。2種類の費用があります。「弁護士報酬」と「実費」です。

「実費」は、弁護士報酬とは別のものです。たとえば、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金などです。これらは、弁護士への依頼内容によって必要になることがあるものですが、これらは弁護士にとって実質的な収入となるものではありません。ところが、依頼者にとって、あとで意外にも大きな支出になることもあります。

交通費は、弁護士の遠隔地への出張が伴う場合、どの交通手段によるのか、どの等級（例えばグリーンか普通かなど）によるのかなども、依頼するときに弁護士の説明を十分お求めください。

なお、出張をする場合には交通費のほかに弁護士報酬としての日当が別に必要な場合もあります。

### 2 弁護士報酬

2004年4月1日から、弁護士報酬の種類には限定がなくなりました。そうはいつても、それまでの弁護士報酬の種類は、これからの弁護士報酬を定める上でも、新たな弁護士報酬の種類と比較する上でも参考になります。弁護士報酬と呼ばれるものには、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、時間制報酬（タイムチャージ）、顧問料、日当などがあります。このうち、主な弁護士報酬である着手金・報酬金と手数料、時間制報酬（タイムチャージ）を説明します。

- ・「**着手金**」は、弁護士が扱う事件には成功・不成功がつきものですが、その結果いかににかかわらず、弁護士が手続を進めるために事件の着手のときに受ける弁護士報酬のことです。
- ・「**報酬金**」は、弁護士が扱った事件の成功の程度に応じて受ける成功報酬のことです。
- ・「**着手金**」は、「**報酬金**」とは全く別のもので、そして、「**着手金**」と「**報酬金**」は通常セットとなっています。これは手付金という意味ではありません。
- ・「**手数料**」は、原則として1回程度の書面での申立等で手続や事件が終わり、一定の成果が見込める事件で、1件当たりの手数料として支払う場合を言います。
- ・「**時間制報酬（タイムチャージ）**」は、依頼された事件の処理に必要とした時間に弁護士の1時間当たりの単価をかけて弁護士報酬を計算する方法です。

※ 着手金と報酬金については、それぞれの金額に影響を与える事情は様々です。たとえば、弁護士報酬を決める際に、着手金を低額化したときは報酬金を高額化させたり、着手金を高額化させたと

きは報酬金を低額化させたりすることがあります。今回のアンケート結果については、この点にも注意してお読みください。

### 3 用語の解説

弁護士報酬に関する用語を解説します。

- 「示談交渉」は、弁護士が裁判所を通さず、相手方と交渉するものです。
- 「調停」は、裁判所における話し合いによって、事件を解決しようとする手続です。
- 「訴訟」は、裁判所の訴訟手続で事件を解決しようというものです。
- 「ADR」は、「裁判外紛争解決手続」の略称で民間の団体が紛争を解決しようとする手続です。

### 4 アンケート（2009年10月実施）結果の集約状況

回答総計304名（調査対象人数2005名 回答率15.2%）

### 5 アンケート結果の見方

- (1) 回答比率（%）はすべて、小数点以下第2位を四捨五入したうえ、当該設問の有効回答者数を母数として算出しています。
- (2) 本文中の「回答数=〇〇」の数値は、当該設問の有効回答者数を表しています。

## 第2 設例等の目次

1 顧問契約	
1-1 月額顧問料の範囲での業務	7
1-2 月額顧問料	7
(1-1で「1または2」の内容の顧問契約を中小企業との間で締結する場合)	
1-3 月額顧問料	8
(1-1で「3」の内容の顧問契約を中小企業との間で締結する場合)	
2 法律相談	8
2-1 税理士を紹介	8
(1) 顧問契約がない場合	
(2) 顧問契約がある場合	
2-2 特殊専門的分野の相談	9
(1) 顧問契約がない場合	
(2) 顧問契約がある場合	
3 時間制 (タイムチャージ)	10
3-1 一般事件のタイムチャージ (1時間当たりの金額)	10
(1) 顧問契約がない場合	
(2) 顧問契約がある場合	
3-2 特殊専門的分野のタイムチャージ (1時間当たりの金額)	11
(1) 顧問契約がない場合	
(2) 顧問契約がある場合	
4 契約書の作成 (年間取引額3000万円の契約書の作成の手数料)	11
(1) 顧問契約がない場合	
(2) 顧問契約がある場合	
5 売掛金の回収 (2000万円の売掛金の回収)	12
(1) 顧問契約がない場合	
①着入金	
②報酬金	
(2) 顧問契約がある場合	
①着入金	
②報酬金	
6 下請法ADR (下請代金500万円の回収)	13
(1) 顧問契約がない場合	
①着入金	
②報酬金	
(2) 顧問契約がある場合	
①着入金	
②報酬金	

7	事業承継	15
7-1	事業承継に関する弁護士費用（顧問契約がない場合の弁護士報酬の計算方式）	15
7-2	資産5000万円の事業承継に関する相続の遺言作成料，遺言執行手数料	15
	（1） 顧問契約がない場合	
	①公正証書遺言手数料	
	②遺言執行手数料	
	（2） 顧問契約がある場合	
	①公正証書遺言手数料	
	②遺言執行手数料	
8	労働事件	17
8-1	労働仮処分手続の着手金と報酬金	17
	（1） 顧問契約がない場合	
	①着手金	
	②報酬金	
	（2） 顧問契約がある場合	
	①着手金	
	②報酬金	
8-2	労働審判の着手金と報酬金	18
	①着手金	
	②報酬金	
9	知的財産権（特許侵害で1億円の損害賠償を請求）	19
	（1） 顧問契約がない場合	
	①着手金	
	②報酬金	
	③着手金・報酬金方式以外の方式による報酬請求	
	（2） 顧問契約がある場合	
	①着手金	
	②報酬金	
	③着手金・報酬金方式以外の方式による報酬請求	
10	民事再生	21
	（1） 顧問契約がない場合	
	①月額報酬と併用しない	
	（ア）着手金	
	（イ）報酬金	
	②月額報酬と併用する	
	（ア）着手金	
	（イ）報酬金	
	（ウ）月額報酬	
	③月額報酬のみ	

(2) 顧問契約がある場合	
①月額報酬と併用しない	
(ア) 着手金	
(イ) 報酬金	
②月額報酬と併用する	
(ア) 着手金	
(イ) 報酬金	
(ウ) 月額報酬	
③月額報酬のみ	
11 金融機関との融資交渉（1億円の融資を受ける融資交渉）	25
11-1 着手金・報酬金方式による報酬請求	25
(1) 顧問契約がない場合	
①着手金	
②報酬金	
(2) 顧問契約がある場合	
①着手金	
②報酬金	
11-2 着手金・報酬金方式以外の方式による報酬請求	26
(1) 顧問契約がない場合	
(2) 顧問契約がある場合	
12 株主総会指導	27
(1) 顧問契約がない場合	
(2) 顧問契約がある場合	
13 事業再編	28
(1) 顧問契約がない場合	
(2) 顧問契約がある場合	
14 社内研修の講師	29
(1) 顧問契約がない場合	
(2) 顧問契約がある場合	

### 第3 アンケート結果

#### 1 顧問契約

##### 1-1 月額顧問料の範囲での業務

顧問契約を締結した場合、どの程度の業務まで月額顧問料の範囲内か。〔回答数=304〕

- 1 いざというときに優先的にアポイントを取ることができるための月額顧問料であり、個々の相談等については、別途弁護士費用を請求する。(0%)
- 2 電話、FAX、メール等による相談で、調査を要せず、すぐに回答できる内容のものまでは月額顧問料の範囲とする。(34.5%)
- 3 相談方法（電話、FAX、メール、面談など）や調査の要否にかかわらず、月3時間程度（調査時間・相談時間を含む）の相談については月額顧問料の範囲とする。(59.9%)
- 4 その他 (4.3%)

#### コメント

この設例では、相談方法にかかわらず月3時間程度の時間を要する相談（調査時間等を含む）を月額顧問料の範囲内とする回答が60%近くになっており、他方で、主として電話、FAX、メール等による相談ですぐに回答できる内容のものであれば、時間にかかわらず顧問料の範囲内とする回答が35%程度となっています。月額顧問料は、その範囲とする業務の内容によってその意味が違ってきますので、あらかじめ弁護士と月額顧問料の範囲内の業務についてよく説明を受け、また、月額顧問料の範囲内を超える場合の扱いについて、顧問契約書を作成して確認してください。

##### 1-2 月額顧問料（1-1で「1または2」の内容の顧問契約を中小企業との間で締結する場合）

1-1で1または2の内容の顧問契約を中小企業との間で締結する場合の月額顧問料はいくらか。  
〔回答数=105〕

- |    |      |         |
|----|------|---------|
| 1  | 1万円  | (1.0%)  |
| 2  | 2万円  | (6.7%)  |
| 3  | 3万円  | (40.0%) |
| 4  | 4万円  | (3.8%)  |
| 5  | 5万円  | (45.7%) |
| 6  | 6万円  | (1.9%)  |
| 7  | 7万円  | (0%)    |
| 8  | 8万円  | (0%)    |
| 9  | 9万円  | (0%)    |
| 10 | 10万円 | (5.7%)  |
| 11 | その他  | (1.9%)  |

## コメント

この設例は、1-1で電話、FAX、メール等の相談で調査を要さず回答できる内容のものを範囲内にするると回答した弁護士の月額顧問料ですが、3万円および5万円が大多数です。

### 1-3 月額顧問料（1-1で「3」の内容の顧問契約を中小企業との間で締結する場合）

1-1で「3」の内容の顧問契約を中小企業との間で締結する場合の月額顧問料はいくらか。

[回答数=182]

1	1万円	(0%)
2	2万円	(4.9%)
3	3万円	(33.5%)
4	4万円	(2.2%)
5	5万円	(52.7%)
6	6万円	(1.1%)
7	7万円	(1.6%)
8	8万円	(0%)
9	9万円	(0%)
10	10万円	(2.2%)
11	その他	(1.1%)

## コメント

この設例は、1-1で、相談方法や調査の要否にかかわらず月3時間程度の相談を月額顧問料の範囲内とすると回答した弁護士の月額顧問料ですが、3万円および5万円が大部分を占め、52.7%が5万円、33.5%が3万円と答えています。1-2の回答より、5万円とする回答が多くなっています。

## 2 法律相談

### 2-1 税理士を紹介

中小企業からの法律相談で、1時間の相談を受けたが、税務上の問題であったことから、税理士を紹介して完結した。この場合の相談料はいくらか。[回答数=304]

#### (1) 顧問契約がない場合

1	5千円	(25.7%)
2	1万円	(50.7%)
3	2万円	(7.2%)
4	3万円	(3.3%)
5	4万円	(1.3%)
6	5万円	(1.3%)
7	その他	(0.3%)

(2) 顧問契約がある場合（月額顧問料の範囲外として別途請求する場合）

1	5千円	(25.0%)
2	1万円	(15.1%)
3	2万円	(3.0%)
4	3万円	(1.3%)
5	4万円	(0.3%)
6	5万円	(0.3%)
7	その他	(1.0%)
8	0円	(41.4%)

コメント

この設例は1時間程度の相談で終了したケースですが、顧問契約がない場合には相談料として5千円（25.7%）、1万円（50.7%）、2万円（7.2%）程度を請求されることが多いようです。顧問契約がある場合には5千円（25.0%）、1万円（15.1%）程度の請求がされる場合もありますが、月額顧問料の範囲内とされることも多いようです（41.4%）。

2-2 特殊専門的分野の相談

中小企業からの法律相談で、1時間を要したが、その内容は、特殊専門的分野で、自分が得意とするものであった。この場合の相談料はいくらか。〔回答数=304〕

(1) 顧問契約がない場合

1	5千円	(10.5%)
2	1万円	(43.8%)
3	2万円	(18.8%)
4	3万円	(15.5%)
5	4万円	(3.3%)
6	5万円	(4.9%)
7	その他	(0.7%)

(2) 顧問契約がある場合（月額顧問料の範囲外として別途請求する場合）

1	5千円	(19.7%)
2	1万円	(22.4%)
3	2万円	(6.3%)
4	3万円	(5.6%)
5	4万円	(1.0%)
6	5万円	(0.7%)
7	その他	(0.3%)
8	0円	(31.6%)

## コメント

この設例は、弁護士の得意な特殊専門的分野で1時間相談したケースですが、顧問契約がない場合の相談料は、弁護士によって、5千円（10.5%）、1万円（43.8%）、2万円（18.8%）、3万円（15.5%）、4万円（3.3%）、5万円（4.9%）程度請求されることがあるようです。他方、顧問契約がある場合には、請求される金額は、1万円の請求が最も多く、3万円まで請求されることも多いようですが、月額顧問料の範囲内とされる場合が2-1よりやや少ないものの、それでも31.6%と一番多いようです。2-1との対比で、同じ1時間で終了する相談でも、弁護士の得意な特殊専門的分野の相談の場合の違いが現れています。

### 3 時間制（タイムチャージ）

#### 3-1 一般事件のタイムチャージ（1時間当たりの金額）

中小企業からの依頼により受任した事件について、時間制（タイムチャージ）を利用する場合、1時間当たり、いくらか。〔回答数=78〕

##### (1) 顧問契約がない場合

1	5千円	(3.8%)
2	1万円	(5.1%)
3	2万円	(21.8%)
4	3万円	(21.8%)
5	4万円	(19.2%)
6	5万円	(5.1%)
7	その他	(10.3%)

##### (2) 顧問契約がある場合

1	5千円	(5.1%)
2	1万円	(12.8%)
3	2万円	(25.6%)
4	3万円	(20.5%)
5	4万円	(6.4%)
6	5万円	(1.3%)
7	その他	(7.7%)

## コメント

顧問契約がない場合には1時間当たり2万円から4万円の金額とされる場合が多いようです。顧問契約がある場合には1時間当たり1万円から3万円の金額とされる場合が多く、顧問契約がある場合の方が若干安くなる傾向があるようです。

### 3-2 特殊専門的分野のタイムチャージ（1時間当たりの金額）

中小企業からの依頼により受任した事件で、自分が得意とする特殊専門的分野に関する事件について、時間制（タイムチャージ）を利用する場合、1時間当たり、いくらか。〔回答数=78〕

#### (1) 顧問契約がない場合

1	5千円	(5.1%)
2	1万円	(5.1%)
3	2万円	(21.8%)
4	3万円	(23.1%)
5	4万円	(23.1%)
6	5万円	(11.5%)
7	その他	(9.0%)

#### (2) 顧問契約がある場合

1	5千円	(3.8%)
2	1万円	(15.4%)
3	2万円	(30.8%)
4	3万円	(20.5%)
5	4万円	(7.7%)
6	5万円	(2.6%)
7	その他	(6.4%)

#### コメント

この設例は、弁護士が得意な特殊専門的分野の事件を時間制で受任する case ですが、顧問契約がない場合には1時間当たりの金額として2万円から4万円を請求される case が多くなっており、顧問契約がある場合には2万円が最も多く、次いで3万円、1万円となっており、若干ですが、顧問契約がある case の方が時間当たりの金額が安くなる傾向があるようです。

### 4 契約書の作成（年間取引額3000万円の契約書の作成の手数料）

製造メーカーである中小企業が卸売業者との商品の継続的取引のための基本売買契約書を作成する。年間の取引予想額は3000万円程度。代金支払に手形決済の予定あり。物的担保はないが、卸売業者の代表者が連帯保証人になる予定。契約書の作成に2～3時間が予想される。この場合の手数料はいくらか。〔回答数=304〕

#### (1) 顧問契約がない場合

1	5万円前後	(25.0%)
2	10万円前後	(43.8%)

3	15万円前後	(10.9%)
4	20万円前後	(8.9%)
5	30万円前後	(5.9%)
6	その他	(3.9%)

(2) 顧問契約がある場合

1	5万円前後	(49.0%)
2	10万円前後	(21.4%)
3	15万円前後	(2.3%)
4	20万円前後	(3.9%)
5	30万円前後	(0%)
6	その他	(7.2%)
7	0円	(11.2%)

コメント

この設例では、顧問契約がない場合には5万円前後から20万円前後が請求されることが多く、顧問契約がある場合には5万円前後から10万円前後を請求される場合が多いようですが、顧問料の範囲とする回答も11.2%見られます。(これは、1-1で3時間程度までは顧問料の範囲とすると回答した弁護士の中には、相談だけでなく書面の作成の場合でも使用時間が3時間以内であれば顧問料の範囲とする弁護士がいることを示していると考えられます。)

5 売掛金の回収 (2000万円の売掛金の回収)

製造メーカーである中小企業者が販売先に商品を納入したところ、販売先が商品の品質にクレームをつけて代金2000万円を支払わないが、品質に問題はないので、回収したい。訴訟を提起し、その結果、勝訴して任意で全額を回収できた。この場合の着手金および報酬金はいくらか。〔回答数=304〕

(1) 顧問契約がない場合

① 着手金

1	50万円前後	(30.9%)
2	70万円前後	(19.1%)
3	100万円前後	(44.4%)
4	120万円前後	(1.0%)
5	150万円前後	(1.3%)
6	その他	(1.6%)

② 報酬金

1	100万円前後	(17.4%)
2	150万円前後	(17.1%)
3	200万円前後	(58.2%)

4	250万円前後	(3.6%)
5	300万円前後	(0.7%)
6	その他	(1.3%)

(2) 顧問契約がある場合

①着手金

1	50万円前後	(53.3%)
2	70万円前後	(20.7%)
3	100万円前後	(12.2%)
4	120万円前後	(0.3%)
5	150万円前後	(0%)
6	その他	(10.2%)

②報酬金

1	100万円前後	(35.2%)
2	150万円前後	(29.6%)
3	200万円前後	(26.0%)
4	250万円前後	(1.0%)
5	300万円前後	(0%)
6	その他	(5.3%)

コメント

この設例では、顧問契約がない場合の着手金は50万円前後から100万円前後が多く、報酬金は200万円前後が圧倒的に多くなっています。顧問契約がある場合の着手金は50万円前後が最も多く、報酬金は100万円前後から200万円前後までが多くなっており、顧問契約がある場合の方が安くなる傾向があります。

着手金は、請求する金額、事案の複雑さ、予想される手数や労力によって幅があります。報酬金も、回収した金額、事案の複雑さ、裁判等の手続や回収に要した手数や労力などによって幅があります。あらかじめ弁護士とよく相談し、委任契約書を作成して確認してください。

6 下請法ADR（下請代金500万円の回収）

部品製造業者である中小企業がメーカーから部品の製造を受注し、製造した部品をメーカーに納入しようとしたところ、メーカーから受領を拒否された。製造した部品の品質に問題はないことから、メーカーの受領拒否が下請法に違反するとして、下請法ADRを利用し、製造した部品の全部を受領してもらい、代金500万円全額を任意で回収できた。この場合の着手金および報酬金はいくらか。  
〔回答数=304〕

(1) 顧問契約がない場合

①着手金

1	25万円前後	(31.3%)
---	--------	---------

2	30万円前後	(27.6%)
3	35万円前後	(18.8%)
4	40万円前後	(4.9%)
5	50万円前後	(6.9%)
6	その他	(1.3%)

#### ②報酬金

1	40万円前後	(14.8%)
2	50万円前後	(39.1%)
3	60万円前後	(13.2%)
4	70万円前後	(14.5%)
5	80万円前後	(4.9%)
6	90万円前後	(1.0%)
7	その他	(3.3%)

### (2) 顧問契約がある場合

#### ①着手金

1	25万円前後	(52.6%)
2	30万円前後	(16.4%)
3	35万円前後	(4.6%)
4	40万円前後	(1.6%)
5	50万円前後	(2.0%)
6	その他	(10.2%)

#### ②報酬金

1	40万円前後	(32.2%)
2	50万円前後	(38.2%)
3	60万円前後	(6.6%)
4	70万円前後	(3.0%)
5	80万円前後	(1.3%)
6	90万円前後	(0.7%)
7	その他	(7.9%)

### コメント

この設例では、顧問契約がない場合、着手金は25万円前後から35万円前後で80%近くに上り、報酬金は40万円前後から70万円前後がほとんどを占め、中でも50万円前後が最も多くなっています。顧問契約がある場合、着手金は25万円前後から30万円前後が多く、特に52.6%が25万円前後と回答し、報酬金は60万円前後までが約75%以上を占め、中でも50万円前後が38.2%を占めており、顧問契約がある場合のほうが安くなる傾向があります。

着手金は、請求する金額、事案の複雑さ、予想される手数や労力によって幅があります。報酬金も、回収した金額、事案の複雑さ、裁判等の手続や回収に要した手数や労力などによって幅があります。あ

らかじめ弁護士とよく相談し、委任契約書を作成して確認してください。

## 7 事業承継

### 7-1 事業承継に関する弁護士費用（顧問契約がない場合の弁護士報酬の計算方式）

顧問契約のない中小企業の経営者から事業承継に関する相談があった。この場合、どのような方式で弁護士報酬を計算するか。〔回答数=304〕

1 着手金・報酬金方式	(25.3%)
2 時間制（タイムチャージ）	(24.3%)
3 手数料	(25.3%)
4 顧問契約の締結	(16.8%)
5 その他	(2.0%)

#### コメント

この設例では、着手金・報酬金方式、時間制（タイムチャージ）、手数料がほぼ同じ割合で、それぞれ25.3%、24.3%、25.3%となっています。また、顧問契約を締結するという回答も16.8%あり、時間制（タイムチャージ）と併せると40%を超えています。事業承継の場合は、会社の実情や関係者の理解などを慎重に見極める必要があり、事業承継に弁護士が継続的に関わっていく必要があるということを反映していると思われます。

### 7-2 資産5000万円の事業承継に関する相続の遺言作成料、遺言執行手数料

中小企業の経営者から事業承継に関する相談があり、自身が所有する自社株式や事業用資産を後継者に、現金を後継者以外の子に相続させる旨の遺言を作成したい。資産は、株式、不動産、預金で、総額は5000万円である。この場合の遺言作成料はいくらか。〔回答数=304〕

#### (1) 顧問契約がない場合

##### ①公正証書遺言手数料

1 10万円前後	(21.4%)
2 20万円前後	(28.9%)
3 30万円前後	(27.3%)
4 40万円前後	(3.3%)
5 50万円前後	(12.2%)
6 その他	(0%)

##### ②遺言執行者にもなっているときの遺言執行手数料

1 20万円前後	(8.6%)
2 40万円前後	(18.1%)
3 60万円前後	(12.8%)

4	80万円前後	(9.2%)
5	100万円前	(33.9%)
6	120万円前後	(6.3%)
7	その他	(3.9%)

## (2) 顧問契約がある場合

### ①公正証書遺言手数料

1	10万円前後	(42.4%)
2	20万円前後	(22.0%)
3	30万円前後	(18.8%)
4	40万円前後	(2.3%)
5	50万円前後	(2.3%)
6	その他	(3.0%)

### ②遺言執行者にもなっているときの遺言執行手数料

1	20万円前後	(16.4%)
2	40万円前後	(19.4%)
3	60万円前後後	(17.8%)
4	80万円前後	(12.5%)
5	100万円前	(19.1%)
6	120万円前後	(2.3%)
7	その他	(3.9%)

## コメント

### (1) 公正証書遺言手数料

この設例では、顧問契約がない場合には10万円前後から30万円前後がほぼ同割合で大部分を占めていますが、50万円前後も12.2%となっています。顧問契約がある場合には10万円前後（42.4%）が最も多く、次いで20万円前後（22.0%）、30万円前後（18.8%）となっています。

事業承継を目的とした公正証書遺言の作成においては、自社株式の評価額の算定、会社の事業承継に即した遺産の分配方法等に知恵を絞る必要があります。事業承継目的以外の一般的な遺言の作成に比べて、高度な専門性を要する場合がありますので、弁護士の手数料も高くなることがあります。あらかじめ弁護士とよく相談して委任契約書を作成して確認してください。

### (2) 遺言執行者にもなっているときの遺言執行手数料

この設例では、顧問契約がない場合には40万円前後から120万円前後までが大部分を占めますが、100万円前後が33.9%と全体の3割程度を占めています。顧問契約がある場合には20万円前後から100万円前後までほぼ同割合となっています。

事業承継を目的とした遺言の執行に際しては、会社の事業の円滑な継続に十分な配慮が必要であり、一般的な遺言の執行に比べて、弁護士の手数料も高くなる場合があります。あらかじめ弁護士とよく相談して委任契約書を作成して確認してください。

## 8 労働事件

### 8-1 労働仮処分手続の着手金と報酬金

10年間勤務し、30万円の月給を支払っていた労働者を懲戒解雇したところ、労働者が会社（中小企業）を相手方として、懲戒解雇無効を理由に労働仮処分手続の申立てをした。その結果、会社は、懲戒解雇を撤回したうえで、労働者は任意退職し、会社都合を理由とする退職金200万円と解決金200万円を支払った。会社の代理人であった場合の着手金および報酬金はいくらか。〔回答数=304〕

#### (1) 顧問契約がない場合

##### ①着手金

1	10万円前後	(3.6%)
2	20万円前後	(11.2%)
3	30万円前後	(46.1%)
4	40万円前後	(9.5%)
5	50万円前後	(18.8%)
6	その他	(1.0%)

##### ②報酬金

1	20万円前後	(18.1%)
2	30万円前後	(25.0%)
3	50万円前後	(33.2%)
4	70万円前後	(6.9%)
5	90万円前後	(3.3%)
6	その他	(0.7%)

#### (2) 顧問契約がある場合

##### ①着手金

1	10万円前後	(15.1%)
2	20万円前後	(31.3%)
3	30万円前後	(31.9%)
4	40万円前後	(3.3%)
5	50万円前後	(5.3%)
6	その他	(1.0%)

##### ②報酬金

1	20万円前後	(31.9%)
2	30万円前後	(28.6%)
3	50万円前後	(19.1%)
4	70万円前後	(2.6%)
5	90万円前後	(1.0%)
6	その他	(3.0%)

## コメント

### (1) 顧問契約がない場合

この設例では、着手金については、20万円前後から50万円前後までが大部分で、30万円前後が46.1%と一番多くなっています。報酬については、50万円前後が33.2%、30万円前後が25.0%となっています。

### (2) 顧問契約がある場合

この設例では、着手金については、20万円前後と30万円前後が31%余りずつと全体の60%以上を占めています。報酬については、20万円前後が最も多く31.9%となっており、次いで30万円前後が28.6%となっています。

着手金・報酬金のいずれについても、顧問契約がない場合に比べて安くなる傾向が見られます。着手金は、請求する金額、事案の複雑さ、予想される手数や労力によって幅があります。報酬金も、回収した金額、事案の複雑さ、裁判等の手続や回収に要した手数や労力などによって幅があります。あらかじめ弁護士とよく相談し、委任契約書を作成して確認してください。

## 8-2 労働審判の着手金と報酬金

8-1の事案で、手続が労働仮処分ではなく、労働審判であったとしたら、着手金および報酬金の額は異なるか。

### ①着手金

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| 1 異なる(回答数=224) | 2 異なる(回答数=40)         |
|                | (ア) 労働仮処分の方が高い(57.5%) |
|                | (イ) 労働審判の方が高い(40.0%)  |

### ②報酬金

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| 1 異なる(回答数=232) | 2 異なる(回答数=30)         |
|                | (ア) 労働仮処分の方が高い(60.0%) |
|                | (イ) 労働審判の方が高い(40.0%)  |

## コメント

労働仮処分の場合と労働審判の場合とでは、着手金・報酬金のいずれについても、70%以上が異ならないと回答しています。少数ではありますが異なるという回答もあり、この場合には、60%程度が労働仮処分の方が高くなると回答しています。労働仮処分と労働審判の特徴や手続の流れの相違については、予め弁護士とよく相談してください。

## 9 知的財産権（特許侵害で1億円の損害賠償を請求）

従業員20名のA社は、ある特許権を実施して商品を製造販売していた。ある大企業B社が同様の商品販売を開始した。A社は、製造販売の差止めと一部請求として1億円の損害賠償を求めて訴訟を提起した。裁判所の審理では特許侵害の成否と特許の有効性が争われたが、提訴から8か月後に裁判所は各争点についてA社に有利な心証を開示した。その後、和解を前提に話し合いが行われ、提訴から約1年後に和解が成立し、A社は、B社の製造販売を停止させることができ、またB社から1億円の損害賠償を受けることができた。この場合の着手金および報酬金はいくらか。

〔①②の場合（回答数=204）、③の場合（回答数=10）〕

### (1) 顧問契約がない場合

#### ①着手金

1	100万円前後	(20.1%)
2	200万円前後	(22.1%)
3	300万円前後	(40.2%)
4	500万円前後	(13.7%)
5	700万円前後	(1.5%)
6	その他	(2.0%)

#### ②報酬金

1	300万円前後	(6.9%)
2	500万円前後	(25.0%)
3	700万円前後	(32.4%)
4	1000万円前後	(30.9%)
5	1200万円前後	(2.9%)
6	その他	(0.5%)

#### ③着手金・報酬金方式以外の方式による報酬請求

1	総額150万円前後	(20.0%)
2	総額300万円前後	(0%)
3	総額500万円前後	(0%)
4	総額700万円前後	(10.0%)
5	総額1000万円前後	(40.0%)
6	その他	(10.0%)

### (2) 顧問契約がある場合

#### ①着手金

1	100万円前後	(38.2%)
2	200万円前後	(32.4%)
3	300万円前後	(20.6%)
4	500万円前後	(3.4%)

5	700万円前後	(0%)
6	その他	(3.4%)

## ②報酬金

1	300万円前後	(16.7%)
2	500万円前後	(38.7%)
3	700万円前後	(28.4%)
4	1000万円前後	(12.3%)
5	1200万円前後	(0.5%)
6	その他	(1.5%)

## ③着手金・報酬金方式以外の方式による報酬請求

1	総額150万円前後	(30.0%)
2	総額300万円前後	(0%)
3	総額500万円前後	(20.0%)
4	総額700万円前後	(10.0%)
5	総額1000万円前後	(20.0%)
6	その他	(10.0%)

## コメント

### (1) 弁護士報酬の計算方式

着手金・報酬金方式によるとの回答が95.3%，着手金・報酬金方式以外の方式によるとの回答が4.7%となっています。

### (2) 顧問契約がない場合

着手金については，100万円前後から300万円前後までがほとんどを占めていますが，中でも40.2%が300万円前後と回答しています。報酬については，500万円前後から1000万円前後までがほとんどを占めていますが，700万円前後が最も多く，次いで1000万円前後が30.9%となっています。

着手金・報酬金方式以外の方式による場合には，40.0%が総額1000万円前後となっています。

### (3) 顧問契約がある場合

着手金については，100万円前後および300万円前後がほとんどを占めていますが，100万円前後が38.2%，200万円前後が32.4%を占め，300万円前後は20.6%となっています。報酬については，500万円前後が最も多く38.7%となっており，次いで700万円前後が28.4%となっています。

着手金・報酬金方式以外の方式による場合は，総額150万円前後が最も多く30.0%を占め，次いで500万円前後と1000万円前後が多く，それぞれ20.0%となっています。

弁護士報酬の計算方式にかかわらず，顧問契約がある場合の方が安くなる傾向が見られます。ただし，着手金・報酬金方式以外の方式によるとの回答は非常に少ないので，その点に留意が必要です。

なお，知的財産権訴訟においては，弁理士を補佐人として選任して裁判を進めることも多く，手続の中で鑑定がなされることもあって，弁護士報酬とは別の費用が発生することがあります。報酬の計算方式や別に発生する費用については，あらかじめ弁護士とよく相談して委任契約書を作成して確認してください。

## 10 民事再生

資本金1000万円，年間売上高約3億円，負債総額約10億円（事業関係約5億5000万円，金融債務約4億5000万円），資産は，売掛金を回収した現金3000万円のほか，不動産，機械・設備，原材料等の合計約1億5000万円。民事再生により再生計画が申立てから10か月後に認可された。この場合の弁護士費用はいくらか。〔①の場合（回答数=203），②の場合（回答数=75），③の場合（回答数=15）〕

### (1) 顧問契約がない場合

#### ①着手金・報酬金（月額報酬との併用なし）

##### (ア)着手金

1	100万円前後	(13.8%)
2	200万円前後	(25.6%)
3	300万円前後	(32.0%)
4	400万円前後	(6.4%)
5	500万円前後	(17.2%)
6	その他	(1.5%)

##### (イ)報酬金

1	200万円前後	(24.1%)
2	300万円前後	(24.6%)
3	400万円前後	(11.8%)
4	500万円前後	(16.3%)
5	600万円前後	(6.9%)
6	その他	(3.9%)

#### ②着手金・報酬金（月額報酬との併用あり）

##### (ア)着手金

1	100万円前後	(33.3%)
2	200万円前後	(13.3%)
3	300万円前後	(26.7%)
4	400万円前後	(6.7%)
5	500万円前後	(10.7%)
6	その他	(4.0%)

##### (イ)報酬金

1	0円	(30.7%)
2	100万円前後	(9.3%)
3	200万円前後	(9.3%)
4	300万円前後	(17.3%)
5	400万円前後	(9.3%)
6	500万円前後	(10.7%)
7	その他	(4.0%)

(ウ)月額報酬

1	10万円未満	(25.3%)
2	10万円以上20万円未満	(26.7%)
3	20万円以上30万円未満	(17.3%)
4	30万円以上40万円未満	(9.3%)
5	40万円以上50万円未満	(6.7%)
6	50万円以上100万円未満	(2.7%)
7	100万円以上	(2.7%)

③月額報酬のみ

1	10万円未満	(6.7%)
2	10万円以上20万円未満	(20.0%)
3	20万円以上30万円未満	(6.7%)
4	30万円以上40万円未満	(20.0%)
5	40万円以上50万円未満	(26.7%)
6	50万円以上100万円未満	(20.0%)
7	100万円以上150万円未満	(0%)
8	150万円以上	(0%)

(2) 顧問契約がある場合

①着手金・報酬金（月額報酬との併用なし）

(ア)着手金

1	100万円前後	(31.0%)
2	200万円前後	(25.1%)
3	300万円前後	(23.2%)
4	400万円前後	(5.9%)
5	500万円前後	(7.9%)
6	その他	(1.5%)

(イ)報酬金

1	200万円前後	(36.5%)
2	300万円前後	(20.7%)
3	400万円前後	(7.9%)
4	500万円前後	(13.3%)
5	600万円前後	(2.5%)
6	その他	(5.4%)

②着手金・報酬金（月額報酬との併用あり）

(ア)着手金

1	100万円前後	(37.3%)
2	200万円前後	(12.0%)
3	300万円前後	(21.3%)

4	400万円前後	(8.0%)
5	500万円前後	(2.7%)
6	その他	(5.3%)

(イ)報酬金

1	0円	(36.0%)
2	100万円前後	(8.0%)
3	200万円前後	(6.7%)
4	300万円前後	(13.3%)
5	400万円前後	(6.7%)
6	500万円前後	(6.7%)
7	その他	(2.7%)

(ウ)月額報酬

1	10万円未満	(29.3%)
2	10万円以上20万円未満	(21.3%)
3	20万円以上30万円未満	(13.3%)
4	30万円以上40万円未満	(9.3%)
5	40万円以上50万円未満	(1.3%)
6	50万円以上100万円未満	(6.7%)
7	100万円以上	(0%)

③月額報酬のみ

1	10万円未満	(13.3%)
2	10万円以上20万円未満	(13.3%)
3	20万円以上30万円未満	(20.0%)
4	30万円以上40万円未満	(13.3%)
5	40万円以上50万円未満	(6.7%)
6	50万円以上100万円未満	(20.0%)
7	100万円以上150万円未満	(0%)
8	150万円以上	(0%)

コメント

(1) 弁護士報酬の計算方式

着手金・報酬金方式（月額報酬との併用なし）が69.3%，着手金・報酬金方式（月額報酬と併用）が25.6%，月額方式のみが5.1%となっています。

(2) 顧問契約がない場合

着手金・報酬金方式（月額報酬との併用なし）の場合の着手金については，200万円前後から500万円前後が大部分を占め，中でも300万円（32.0%）が最も多くなっています。報酬金については，200万円前後から500万円前後が大部分を占め，300万円前後が24.6%を占めますが，500万円前後も16.3%を占めています。

着手金・報酬金方式（月額報酬と併用）の場合の着手金については，100万円前後から300万円前後

が大半を占め、中でも100万円前後が最も多く33.3%となっており、次いで300万円前後が26.7%となっています。報酬金については、0円が最も多く30.7%となっていますが、300万円前後が17.3%、500万円前後も10.7%あり、他方、月額報酬については、30万円未満が大部分を占めていますが、30万円以上40万円未満、40万円以上50万円未満もそれぞれ9.3%、6.7%となっており。なお、一般的な傾向として、月額報酬が大きい場合には報酬金が0円に近くなり、月額報酬が少ない場合には然るべき報酬金額になると思われます。

月額報酬のみによる場合には、40万円以上50万円未満が26.7%と一番多く、10万円以上20万円未満、30万円以上40万円未満、50万円以上100万円未満がそれぞれ20.0%ずつと相当ばらつきのある回答となっています。

### (3) 顧問契約がある場合

着手金・報酬金方式（月額報酬との併用なし）の場合の着手金については、100万円前後から300万円前後が大部分を占めていますが、100万円前後が最も多く31.0%となっており、報酬金については、200万円前後から300万円前後が大部分を占めていますが、200万円前後が最も多く36.5%となっており、次いで300万円前後が20.7%となっています。

着手金・報酬金方式（月額報酬と併用）の場合の着手金については、100万円前後から300万円前後が大部分ですが、100万円前後が最も多く37.3%となっており、次いで300万円前後が21.3%となっています。報酬金については、0円が最も多く36.0%となっていますが、300万円前後も13.3%、500万円前後も6.7%あり、他方、月額報酬については、40万円未満が大部分を占め、中でも10万円未満が29.3%、10万円以上20万円未満が21.3%を占めています。

月額報酬のみによる場合には、20万円以上30万円未満、50万円以上100万円未満がそれぞれ20.0%、次いで10万円未満、10万円以上20万円未満、30万円以上40万円未満がそれぞれ13.3%と相当ばらつきのある回答となっています。

この設例では、顧問契約がない場合とある場合とで弁護士報酬の差は若干見られる程度ですが、会社の規模や業態、債権者等の関係当事者の状況、再生方針、弁護士と会社との役割分担等によって弁護士報酬に大きな幅がありますので、あらかじめ弁護士とよく相談して委任契約書を作成して確認してください。なお、月額報酬のみによるものの回答は非常に少ないので、その点に留意が必要です。



## 11 金融機関との融資交渉（1億円の融資を受ける融資交渉）

### 11-1 着手金・報酬金方式による報酬請求

A社（中小企業）は、新たに工場を新設することを計画しているが、金融機関の制度融資により資金1億円を調達したい。A社から依頼を受け、金融機関との間で交渉し、1億円の融資を受けることができた。この場合の着手金および報酬金はいくらか。〔回答数=205〕

#### (1) 顧問契約がない場合

##### ①着手金

1	20万円前後	(22.4%)
2	30万円前後	(30.2%)
3	50万円前後	(37.6%)
4	70万円前後	(2.4%)
5	100万円前後	(4.4%)
6	その他	(1.5%)

##### ②報酬金

1	30万円前後	(17.1%)
2	40万円前後	(3.9%)
3	50万円前後	(23.4%)
4	70万円前後	(8.8%)
5	100万円前後	(29.8%)
6	120万円前後	(2.9%)
7	150万円前後	(5.9%)
8	その他	(2.4%)

#### (2) 顧問契約がある場合

##### ①着手金

1	20万円前後	(51.2%)
2	30万円前後	(23.9%)
3	50万円前後	(12.7%)
4	70万円前後	(0%)
5	100万円前後	(1.0%)
6	その他	(5.4%)

##### ②報酬金

1	30万円前後	(31.7%)
2	40万円前後	(6.3%)
3	50万円前後	(23.4%)
4	70万円前後	(10.2%)
5	100万円前後	(15.1%)

6	120万円前後	(0%)
7	150万円前後	(1.0%)
8	その他	(3.9%)

#### 11-2 着手金・報酬金方式以外の方式による報酬請求

11-1 の事例において、着手金および報酬金以外の報酬請求をする場合はいくらか。〔回答数=27〕

##### (1) 顧問契約がない場合

1	総額50万円前後	(25.9%)
2	総額60万円前後	(3.7%)
3	総額70万円前後	(0%)
4	総額80万円前後	(7.4%)
5	総額100万円前後	(25.9%)
6	総額120万円前後	(0%)
7	総額150万円前後	(3.7%)
8	総額200万円前後	(11.1%)
9	その他	(3.7%)

##### (2) 顧問契約がある場合

1	総額50万円前後	(18.5%)
2	総額60万円前後	(3.7%)
3	総額70万円前後	(14.8%)
4	総額80万円前後	(0%)
5	総額100万円前後	(3.7%)
6	総額120万円前後	(3.7%)
7	総額150万円前後	(3.7%)
8	総額200万円前後	(3.7%)
9	その他	(14.8%)

#### コメント

##### (1) 弁護士報酬の計算方式

着手金・報酬金方式が88.4%，着手金・報酬金方式以外の方式が11.6%となっています。

##### (2) 顧問契約がない場合

着手金・報酬金方式による場合の着手金については、50万円前後までで90.2%を占めており、中でも50万円前後が37.6%と一番大きくなっています。報酬については、30万円前後から100万円前後が大部分ですが、150万円前後も5.9%あり、中では100万円前後が最も多く29.8%となっており、次いで50万円前後が23.4%となっています。

着手金・報酬金方式以外の方式による場合には、総額50万円前後と総額100万円前後がそれぞれ25.9%

となっています。

### (3) 顧問契約がある場合

着手金・報酬金方式による場合の着手金については、20万円前後から50万円前後が大部分を占めていますが、中でも20万円前後が51.2%を占めています。報酬については、30万円前後から100万円前後までが大部分を占めていますが、30万円前後が最も多く31.7%となり、次いで50万円前後が23.4%となっています。

着手金・報酬金方式以外の方式による場合には、総額50万円前後が最も多く18.5%となっており、総額70万円前後が14.8%と次いでいます。

この設例では、顧問契約がある場合の方が弁護士報酬が安くなる傾向が見られますが、調達金額等や弁護士の資料作成のアイデアや交渉の場でのプレゼンテーションでの貢献度の違い等によって弁護士報酬に大きな幅があり得ますので、あらかじめ弁護士とよく相談して委任契約書を作成して確認してください。

## 12 株主総会指導

中小企業から株主総会対策の依頼を受け、招集通知や想定問答の内容を検討し、1回のリハーサルに出席し、株主総会当日は、議長席の後に控えていた。株主総会は、1時間程度で終了した。この場合の弁護士報酬はいくらか。〔回答数=304〕

### (1) 顧問契約がない場合

1 10万円前後	(7.6%)
2 20万円前後	(16.4%)
3 30万円前後	(19.1%)
4 40万円前後	(7.9%)
5 50万円前後	(22.0%)
6 70万円前後	(2.3%)
7 100万円前後	(2.0%)
8 その他	(1.3%)

### (2) 顧問契約がある場合

1 10万円前後	(29.6%)
2 20万円前後	(14.5%)
3 30万円前後	(19.1%)
4 40万円前後	(3.6%)
5 50万円前後	(4.6%)
6 70万円前後	(0.7%)
7 100万円前後	(0.3%)
8 その他	(1.6%)

## コメント

### (1) 顧問契約がない場合

20万円前後から50万円前後が大部分ですが、50万円前後が最も多く22.0%となっており、次いで20万円前後が16.4%となっています。

### (2) 顧問契約がある場合

10万円前後から30万円前後までが大半を占めていますが、中でも10万円前後が最も多く29.6%となっており、次いで30万円前後が19.1%となっています。

この設例では、顧問契約がある場合の方が弁護士報酬が安くなる傾向が見られますが、会社の規模や株主数、当該株主総会の議題や出席が想定される株主の状況等によって、弁護士の準備や指導の程度に相当の差が生じ、弁護士報酬には幅があり得ますので、あらかじめ弁護士とよく相談してください。

## 13 事業再編

事業再編を計画している中小企業（資本金1億円，年間売上高約10億円，資産総額20億円，負債総額5億円，従業員数200人）から依頼を受け、会社分割により子会社を設立することを提案したところ、当該中小企業も賛同し、実行することになった。会社分割計画書など会社法所定の書類の作成、各種手続に関連する書類を作成するとともに、許認可の承継に関して行政庁に相談や届出等を行った。この場合の弁護士報酬はいくらか。〔回答数=304〕

### (1) 顧問契約がない場合

1	30万円前後	(3.0%)
2	40万円前後	(1.3%)
3	50万円前後	(8.2%)
4	70万円前後	(3.0%)
5	100万円前後	(21.4%)
6	150万円前後	(6.6%)
7	200万円前後	(13.2%)
8	250万円前後	(2.3%)
9	300万円前後	(6.9%)
10	その他	(2.3%)

### (2) 顧問契約がある場合

1	30万円前後	(11.5%)
2	40万円前後	(1.6%)
3	50万円前後	(7.6%)
4	70万円前後	(9.2%)
5	100万円前後	(19.4%)
6	150万円前後	(7.9%)

7	200万円前後	(3.9%)
8	250万円前後	(2.0%)
9	300万円前後	(2.6%)
10	その他	(1.6%)

#### コメント

##### (1) 顧問契約がない場合

50万円前後から300万円前後までの報酬が請求されることがあるように見られますが、中でも100万円前後が最も多く21.4%となっており、次いで200万円前後が13.2%となっています。

##### (2) 顧問契約がある場合

30万円前後から150万円前後までが大部分を占めますが、100万円前後が最も多く19.4%、次いで30万円前後が11.5%を占めています。

この設例では、顧問契約がない場合とある場合とで弁護士報酬にある程度の差があるようですが、会社の規模、事業再編の方法、会社が有する許認可の種類・数等によって弁護士報酬に幅がありますので、あらかじめ弁護士とよく相談して委任契約書を作成して確認してください。

#### 14 社内研修の講師

中小企業から社員を対象とするコンプライアンス、セクハラ防止に関する研修の講師依頼があった。研修時間は2時間。研修用の資料作成に5時間を要した。この場合の講師料はいくらか。

〔回答数=304〕

##### (1) 顧問契約がない場合

1	1万円前後	(1.3%)
2	2万円前後	(3.0%)
3	3万円前後	(4.6%)
4	5万円前後	(30.9%)
5	7万円前後	(7.2%)
6	10万円前後	(41.1%)
7	その他	(5.9%)

##### (2) 顧問契約がある場合

1	1万円前後	(6.6%)
2	2万円前後	(10.9%)
3	3万円前後	(20.7%)
4	5万円前後	(31.9%)
5	7万円前後	(8.2%)
6	10万円前後	(9.5%)
7	その他	(2.6%)

## コメント

### (1) 顧問契約がない場合

10万円前後が最も多く41.1%となっており、次いで5万円前後が30.9%となっています。

### (2) 顧問契約がある場合

5万円前後が最も多く31.9%となっており、次いで3万円前後が20.7%となっています。

この設例では、顧問契約がある場合の方が弁護士報酬が安くなる傾向が見られますが、社内研修のテーマや準備に要する時間等によって弁護士報酬に幅がありますので、あらかじめ弁護士に相談してください。

2009年度アンケート結果版  
アンケート結果にもとづく中小企業のための弁護士報酬の目安

2010年3月発行

発行：日 本 弁 護 士 連 合 会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL 03-3580-9841 FAX 03-3580-2866

ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp/>